

【H.25.10.15 議会運営委員会決定】

本会議及び委員会におけるパソコン、タブレット端末、スマートフォンの使用に係る試行について

1 目的

この試行(案)は、本会議及び委員会におけるパソコン、タブレット端末、スマートフォンの使用について、必要な事項を定めることで議会審議の一助とするとともに、対外的な説明責任を果たすことを目的とする。

なお、試行期間は平成25年11月22日から平成26年3月19日まで(11月定例会会議から2月定例会会議まで)とし、その運用状況について検証を行うこととする。

2 対象となる機器

持ち込み及び使用できる機器は、議員のパソコン、タブレット端末、スマートフォンとする。ただし、パソコンについては、本会議には持ち込まないものとする。

3 使用できる機能

使用できる機能は、次のとおりとする。

- (1) 審議経過の記録や発言原稿とするためのワードプロセッサ機能
- (2) あらかじめ保存しておいた議事に関する資料の閲覧
- (3) 議事に関する資料の検索を目的とするインターネットサイトの閲覧

4 使用にあたっての注意事項

- (1) 外部との通信(メール、ソーシャルメディアの利用等)・通話、その他議事に関係のない目的で使用しないこと。また、使用は節度を持って必要な範囲に限ること。
- (2) 画面表示が第三者の目に触れることがあることから、個人情報等の配慮を必要とする情報の取り扱いに注意すること。
- (3) 電子音や振動音が鳴らないようにすること。また、操作音が議事の支障とならないよう配慮すること。
- (4) 資料のデータ化等の準備は議員自身が行うこと。また、電源はバッテリー対応とし、機器の取り扱いは議員個人の責任において行うこと。
- (5) 議長又は委員長は、使用できる機能や注意事項に反する場合、その他審議に支障を及ぼすと判断した場合は注意を促し、なお改善されない場合は、使用の中止を命じることができる。